

# 第26回岩泉町農業委員会総会会議録

令和7年9月25日

岩泉町農業委員会

## 第26回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年9月25日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
  - 2、挨拶
  - 3、議事録署名委員指名
  - 4、会議書記の指名
  - 5、議 事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
    - 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
  - 6、その他
  - 7、閉 会

出席委員（5名）

1番 鎌田 和美 委員  
5番 三田地泰正 委員  
7番 合砂 哲夫 委員

4番 早川ケン子 委員  
6番 畠山 利勝 委員

欠席委員（2名）

2番 工藤 幸雄 委員

3番 武田 健 委員

出席した農地利用最適化推進委員（1名）

中村 靖志 委員

欠席した農地利用最適化推進委員（2名）

瀬川 隆治 委員

加藤 榮喜 委員

出席した職員

局 長 佐々木忠明

主任主査 坂下実穂子

## ◎開 会

(午前9時59分)

佐々木事務局長 それでは、出席予定の皆さんが全員集まりましたので、ただいまから第26回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は輪番により武田委員となっておりますが、欠席でございますので、早川委員のほうからよろしくをお願いします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございます。

---

## ◎挨 拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をいただきます。

会 長 おはようございます。秋の農作業のお忙しいところ、第26回の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。いろいろと暑さもやわらいできて、非常に農作業忙しいところでございますが、ひとつよろしくをお願いします。

これからの農業といいますか、様々な面で今、国会も総理が誰になるかということでもありますし、また岩泉町においても町長が誰になるのかと、いろいろと世の中が変わった動きになってくるのではないかなと思います。

そういった中でございますが、農業委員会は与えられた任務を遂行していかなければなりませんので、今日の最後の議案にもありますが、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議というのがございます。ひとつよろしくお願いたします。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行につきましては会長のほうからよろしくお願いたします。

---

## ◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員は2番の工藤委員、3番の武田委員の2名です。ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

それでは、第26回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。  
議案はお手元に配付したとおりであります。

---

#### ◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員に4番、早川委員、5番、三田地委員を指名いたします。

---

#### ◎会議書記の指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。  
本総会の会議書記に坂下主任主査を指名いたします。

---

#### ◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。  
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。

提案しております許可申請は、贈与による所有権の移転に関するもの1件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 （議案説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

中村農地利用最適化推進委員 ありません。

議 長 よろしいですか。

中村農地利用最適化推進委員 はい。

議 長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様に申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 移転の事由だが、「新規就農している譲渡人に」というのだが、これは逆でないか、「譲受人」でないの、違うの。

佐々木事務局長 そのとおりですね、はい。「譲受人に」ということです。

5番三田地委員 そうだよな。

佐々木事務局長 はい。

5番三田地委員 うん。

佐々木事務局長 すみません。

5番三田地委員 訂正いただいて。

佐々木事務局長 すみません、訂正をお願いいたします。

議 長 移転の事由について。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 それで、この■■さんという人は、取得後は何を作目としてやっていくのかお伺いします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 ■■さんですが、ニンニク栽培を予定しております。

議 長 三田地委員。

5番三田地委員 贈与だが、贈与の内容について、無償なのか、有償なのか、贈与についてお伺いします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 今回、この譲受人ですけれども、空き家バンクで農地の近くにある空き家を購入することになりまして、そこの付近についている農地については贈与という形で、無償になります。

5番三田地委員 はあはあ、なるほど。

議 長 よろしいですか。

5番三田地委員 はい。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、質疑を終わります。  
これから議案第1号を採決いたします。  
議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。提案しております許可申請は、風力発電設備事業に係る運送路用地に関する一時転用1件となります。

詳細については担当がご説明いたしますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 坂下主任主査。

坂下主任主査 (議案説明)

議長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第3号

議長 それでは、議案第3号 農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、農地法の適用外証明願いについてでございます。

提案しております適用外証明については、畑に植林した事案1件となっております。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 坂下主任主査。

坂下主任主査 （議案説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

中村農地利用最適化推進委員 ありません。

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

議案第3号 農地法の適用外証明願いについては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号

議 長 それでは、議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号は、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。

これは、全国農業会議所から岩手県農業会議を通じ市町村農業委員会に法令遵守の実施を求めているものでございます。今回改めてこれを確認するものでございます。

詳細につきましては担当が説明いたしますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 坂下主任主査。

坂下主任主査 12ページをお開き願います。議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。令和7年9月25日提出、岩泉町農業委員長、合砂哲夫。

この提案の趣旨としましては、滋賀県において農地利用最適化推進委員が農地への不法投棄に伴う逮捕、起訴があり、また別の県においては、農業委員会事務局職員による不祥事が発生したためです。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正、公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことから、日頃より当町の農地行政に関わる農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員は、これまで同様、引き続き法令遵守、綱紀保持の取組の徹底をしていく必要があります、本総会での議案の提出となっています。

これに鑑み、皆様にご報告です。今月■■地区の農地に自動販売機が設置される事案がございました。これを受け、土地所有者、自動販売機設置業者に農地法違反である旨を説明し、撤去の指導を行ったところ。また、この事案に関わった■■■■内の行政書士が農地法の不適切な解釈と自動販売機設置業者に対して悪質な助言があり、県に報告、相談したところ、岩手県行政書士会に状況を申し入れること、総会等で今回の対応について情報共有するよう事務局に指導がありました。

我々事務局職員も農地法を遵守し、不適切な行為や違反行為に関しては毅然とした対応が求められており、これには農業委員、推進委員の皆様との日頃からの連携、協力が必要不可欠でありますことから、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で議案第4号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 では、質疑を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、本総会に付議された案件は全て終了しました。

---

### ◎その他

議 長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、次回の総会日程でございますが、10月24日金曜日、午前10時からこの分庁舎第1会議室で開催を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議 長 事務局からは以上であります。

委員の皆さんからもないということでございます。

---

### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、第26回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時30分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月25日

岩泉町農業委員会長 合砂 哲夫

署名委員 4番 早川 ケン子

署名委員 5番 三田地 泰正